

# どう変わるの？国民健康保険税

## ●シリーズ②● 事業所得等の所得の場合

平成8年度から国民健康保険（国保）税の所得割額の計算方法が、「市民税所得割方式」から「ただし書方式」に変わります。方式を変更することにより計算の基礎となる金額のとりえ方が変わります。今回は事業所得等の所得の場合についてモデルケースの年税額をお知らせします。

なお、新しい方式になりますと国保税の所得割額を計算するにあたり、所得控除（扶養・配偶者控除等）はなくなります。また専従者控除、雑損失の繰越控除、土地建物等にかかる長期・短期譲渡所得の特別控除の適用もなくなります。

### ◆新方式(ただし書方式)による 所得割額の計算方法

$$\text{基準総所得金額} \times 5.2 / 100$$

基準総所得金額＝  
収入－必要経費－基礎控除

### ◆旧方式(市民税所得割方式)による 所得割額の計算方法

$$\text{市民税所得割額} \times 315 / 100$$

市民税所得割額＝  
(収入－必要経費－所得控除－基礎控除)  
×市民税税率－8年度特別減税額

★新・旧の所得割額を比較して新方式の所得割額が増額となる場合は、平成8年度では増額分の8割を所得割額から減額する緩和措置をとります

### 夫婦2人世帯の年税額モデル比較表

(資産割額は含まれていません)

事業所得等の場合			
夫の所得金額 (妻の専従者給与額)	旧方式年税額 (平成7年度)	新方式年税額 (平成8年度)	増減額
*1 33万円 (0円)	1万4,600円	1万8,000円	3,400円
*2 56万円 (0円)	2万1,900円	2万9,300円	7,400円
250万円 (100万円)	17万3,900円	18万7,800円	1万3,900円
450万円 (150万円)	44万円	33万9,800円	△10万200円
650万円 (250万円)	44万円	48万円	4万円
土地建物等にかかる短期・長期譲渡所得の場合			
夫の所得金額 (特別控除額)	旧方式年税額 (平成7年度)	新方式年税額 (平成8年度)	増減額
400万円 (100万円)	44万円	30万5,000円	△13万5,000円
300万円 (3,000万円)	29万1,700円	48万円	18万8,300円
200万円 (5,000万円)	38万3,100円	48万円	9万6,900円

\*1…6割軽減対象世帯

\*2…4割軽減対象世帯



## 国保税ワンポイント解説

**Q** 年度の途中で世帯に異動があった場合、保険税はどうなるの？

**A** 年度の途中で世帯の全部または一部の人異動（出産・死亡・転入・転出・社保加入・社保脱退など）した場合は、月割りで計算します。また、年度途中で所得申告、修正申告した場合などもその都度増減します。

税額の増減は、残った納期または随時で調整しますので、異動などのあと発送（届出の翌月）する保険税の更正通知の増減にご注意ください。（納め過ぎの場合は、返還いたします）

\*平成8年度の納税通知書は、7月中旬に発送します

問い合わせ

国民健康保険課 保険税係 内線2336